



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
10月29日  
第559号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 告 示

- ※鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境保全課) ..... 1
- ※鳥獣保護区特別保護地区の指定(自然環境保全課) ..... 3
- ※特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境保全課) ..... 3
- 保安林予定森林の通知(森林保全課) ..... 9
- 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域および区分の設定(水産課) ..... 9

### ○ 公 告

- 特定病院の公告(障害福祉課) ..... 11
- 応急入院指定病院の公告(障害福祉課) ..... 11
- 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告(障害福祉課) ..... 12
- 第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告(労働雇用政策課) ..... 12
- 一般競争入札の公告(管理課) ..... 15
- 落札者決定の公告(教育総務課) ..... 18

### ○ 教 育 委 員 会 告 示

- 指定技能教育施設の名称の変更の届出(高校教育課) ..... 18
- 指定技能教育施設の連携科目等の指定の解除(高校教育課) ..... 18

### ○ 公 安 委 員 会 規 則

- ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) ..... 19

## 告 示

### 滋賀県告示第336号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 三島池鳥獣保護区
  - 2 区域 次の図のとおり
  - 3 面積 508ヘクタール
  - 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
  - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
    - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
    - (2) 指定目的 三島池鳥獣保護区は、カイツブリ、ゴイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ等の身近な鳥獣の生息地として、また、人と自然とのふれあいの場として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
    - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第337号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、

き、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 比叡山鳥獣保護区
  - 2 区域 次の図のとおり
  - 3 面積 1,558ヘクタール
  - 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
  - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
    - (1) 指定区分 集団繁殖地の保護区
    - (2) 指定目的 比叡山鳥獣保護区は、ヤブサメ、ツツドリ、ホトトギス等の鳥類の繁殖地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るのである。
    - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第338号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 安土山・織山鳥獣保護区
  - 2 区域 次の図のとおり
  - 3 面積 1,063ヘクタール
  - 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
  - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
    - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
    - (2) 指定目的 安土山・織山鳥獣保護区は、サシバといった希少な種を含む森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
    - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第339号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 比良山鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 546ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的 比良山鳥獣保護区は、ミソサザイ、オオルリ、ルリビタキなどの希少な種を含む森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第340号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 三島池鳥獣保護区三島池特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 54ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
  - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的 三島池鳥獣保護区は、カイツブリ、ゴイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ等の身近な鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は水鳥の飛来地として県内外に有名な三島池を中心として、鳥獣の生息環境を保全するために必要な場所であり、鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発のため、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第341号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 比叡山鳥獣保護区比叡山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 366ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
  - (1) 指定区分 集団繁殖地の保護区
  - (2) 指定目的 比叡山鳥獣保護区は、ヤブサメ、ツツドリ、ホトトギス等の鳥類の繁殖地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は延暦寺の諸堂が集まる境内地を中心として、鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所であり、鳥類の繁殖を確保するため、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第342号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 虎御前山特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 104ヘクタール

- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第343号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲南町中部特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 242ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第344号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 野洲市江部・八夫特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 35ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第345号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 大津市比叡平特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 180ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第346号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 大津市瀬田特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 348ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第347号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 湖南市中央特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 2,100ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第348号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 松の木内湖特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 25ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第349号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 五反田沼特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 2ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第350号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 大河原吹上谷特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 74ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第351号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 蔵王ダム特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 58ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第352号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 池之尻特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 29ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第353号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 エカイ沼特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 3ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第354号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲南町寺庄特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 90ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第355号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 新鈴橋・日野川橋流域特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 362ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第356号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 佐久良川流域特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 421ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第357号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 当日特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 26ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第358号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 彦根市日夏町特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 126ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第359号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 蛇砂川長田特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 19ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第360号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 日野川東横関特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 45ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第361号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 白鳥川大房特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 8ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**滋賀県告示第362号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 建部東部愛知川左岸特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 9ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**滋賀県告示第363号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 マキノ町新保・中庄・大沼特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 62ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**滋賀県告示第364号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 草津市葉山川特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 138ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**滋賀県告示第365号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲南葛木特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 200ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第366号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 瓜生津町新溜特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 22ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第367号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 今西・山本特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 2ヘクタール
- 4 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**滋賀県告示第368号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市木戸字船越山1544-1、1544-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第369号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第2号ロの規定に基づき、次のとおり法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域および区分を定めたので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

加入区の名称	区 域	区 分
大津市加入区A	志賀町漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第60条第3項に規定する定置漁業以外の定置漁業をいう。以下同じ。) 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
大津市加入区B	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧堅田漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
大津市加入区C	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧大津漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
大津市加入区D	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧湖南漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
大津市加入区E	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧瀬田町漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
草津市加入区A	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧山田漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
草津市加入区B	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧志那漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
守山市加入区A	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧玉津小津漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
守山市加入区B	守山漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
野洲市加入区	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧中主漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
近江八幡市加入区A	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧近江八幡漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
近江八幡市加入区B	沖島漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
東近江市加入区	能登川漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
彦根市加入区A	彦根市磯田漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
彦根市加入区B	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧広野漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
彦根市加入区C	河瀬第一協同漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
彦根市加入区D	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧彦根市松原漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
米原市加入区A	上多良漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業

	区域	
米原市加入区B	天野川漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
長浜市加入区A	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧長浜漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
長浜市加入区B	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧南浜漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
長浜市加入区C	朝日漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
長浜市加入区D	西浅井漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区A	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧海津漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区B	百瀬漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区C	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧浜分漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区D	湖西漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区E	北船木漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区F	滋賀びわ湖漁業協同組合の地区のうち、旧三和漁業協同組合の地区の区域	1 えり漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
高島市加入区G	高島漁業協同組合の地区の区域	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第3項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
琵琶湖病院	医療法人明和会	大津市坂本一丁目8番5号	令和6.11.1 〜 令和9.10.31

応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
琵琶湖病院	医療法人明和会	大津市坂本一丁目8番5号	令和6.11.1 ) 令和9.10.31

#### 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
琵琶湖病院	医療法人明和会	大津市坂本一丁目8番5号	令和6.11.1 ) 令和9.10.31

#### 第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第47期滋賀県労働委員会委員池内正博の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合
- 推薦される者の資格 法第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 推薦期間 令和6年10月29日(火)から令和6年11月29日(金)まで
- 推薦書類 第47期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に第47期滋賀県労働委員会委員候補者調書(別記様式第2号)を添付して各1部提出すること。  
なお、法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を併せて添付すること。
- 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- その他 1に規定するものが法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を求めるに当たっては、滋賀県労働委員会事務局備付けの資格審査申請書に立証資料を添付の上、滋賀県労働委員会に令和6年11月5日(火)までに提出すること。

別 記

様式第1号

第47期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

労働組合名

代表者氏名

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第47期滋賀県労働委員会の労働者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏名	年齢	所属労働組合名および地位 (労働組合の主たる事務所の所在地)	加盟上部 団体の名称	備考
		( )		
		( )		
		( )		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。



## 一般競争入札の公告

滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達物品名および数量

ア 危機管理センターほか46施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 4,487キロワット

(イ) 総予定使用電力量 10,341,800キロワット時

イ 工業技術総合センター信楽窯業試験場ほか6施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 343キロワット

(イ) 総予定使用電力量 551,700キロワット時

ウ 膳所高等学校ほか31施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 5,509キロワット

(イ) 総予定使用電力量 8,125,500キロワット時

エ 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 5,177キロワット

(イ) 総予定使用電力量 7,118,200キロワット時

オ 水産試験場ほか18施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,931キロワット

(イ) 総予定使用電力量 6,139,400キロワット時

カ 県本庁舎で使用する電気(電力量の100%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)

(ア) 予定契約電力 1,500キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,974,500キロワット時

キ びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,840キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,870,400キロワット時

ク 琵琶湖博物館(本館)ほか1施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,322キロワット

(イ) 総予定使用電力量 4,610,900キロワット時

ケ 警察本部庁舎で使用する電気

(ア) 予定契約電力 700キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,626,200キロワット時

コ 文化ゾーンで使用する電気

(ア) 予定契約電力 700キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,141,800キロワット時

なお、アからコまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達物品の特質等 入札説明書による。

(3) 調達期間 令和7年2月計量日の0時から令和8年2月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所 入札説明書で示す場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4314

いずれの者にあっても、入札参加者は、令和6年11月19日(火)17時までに、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を3(3)に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版による)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
- (7) 公告日時点で公表されている1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況ならびに需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組等に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し

ウ 環境配慮状況等証明書(入札説明書で示す別紙様式4)およびその根拠を示す書類

(2) 提出期限 令和6年11月19日(火)17時

(3) 提出場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314 電子メール ka10@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和6年10月29日(火)から令和6年11月28日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku>)からダウンロードすることができる。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札書の受領期間 令和6年11月15日(金)から令和6年11月28日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和6年11月29日(金)9時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室 大津市松本一丁目2番1号

5 入札方法等

(1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を調達することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、財務規則の規定により

作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4(5)に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定後、速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいで1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Electricity used in Shiga Prefecture Crisis Management Center and electricity used in the other 46 facilities

i. electrical power planned in the contract : 4,487kW

ii. total estimated electrical power : 10,341,800kWh

b Electricity used in Integrated Industrial Research Center of Shiga Prefecture Shigaraki Ceramic Research Institute and electricity used in the other 6 facilities

i. electrical power planned in the contract : 343kW

ii. total estimated electrical power : 551,700kWh

c Electricity used in Zeze High School and electricity used in the other 31 facilities

i. electrical power planned in the contract : 5,509kW

ii. total estimated electrical power : 8,125,500kWh

d Electricity used in HikoneHigashi High School and electricity used in the other 27 facilities

i. electrical power planned in the contract : 5,177kW

ii. total estimated electrical power : 7,118,200kWh

e Electricity used in Shiga Prefectural Fisheries Experiment Station and electricity used in the other 18 facilities

i. electrical power planned in the contract : 1,931kW

ii. total estimated electrical power : 6,139,400kWh

f Electricity from renewable sources used at the Shiga Prefectural Office main building must be all of the electricity provided.

i. electrical power planned in the contract : 1,500kW

ii. total estimated electrical power : 2,974,500kWh

g Electricity used in Biwako Boat Race Course and electricity used in the other 1 facility

i. electrical power planned in the contract : 1,840kW

ii. total estimated electrical power : 3,870,400kWh

h Electricity used in Lake Biwa Museum main building and electricity used in the other 1 facility

- i. electrical power planned in the contract : 1,322kW
  - ii. total estimated electrical power : 4,610,900kWh
  - i Electricity used in Shiga Prefectural Police Headquarters building
    - i. electrical power planned in the contract : 700kW
    - ii. total estimated electrical power : 2,626,200kWh
  - j Electricity used in Biwako Cultural Park
    - i. electrical power planned in the contract : 700kW
    - ii. total estimated electrical power : 1,141,800kWh
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, November 28, 2024
- (3) For further information, contact : Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4314 E-mail ka10@pref.shiga.lg.jp

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年10月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 案件名および数量 滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築および運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4571
- 3 落札者を決定した日 令和6年8月22日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社システム研究所代表取締役 梅田憲一 福井県福井市御幸二丁目17-25
- 5 落札金額 167,450,000円(消費税および地方消費税は含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年6月28日(金)

教 育 委 員 会 告 示

滋賀県教育委員会告示第9号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第1項の規定に基づき、指定技能教育施設の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

指定技能教育施設の設置者	変更前の指定技能教育施設の名称	変更後の指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	変更年月日
学校法人長良学園	向陽台水口専門学校	グローバルキャリア高等専修学校	甲賀市水口町新町一丁目5-31	令和7.4.1

滋賀県教育委員会告示第10号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、指定技能教育施設の連携科目等の指定の解除をしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

- 1 指定技能教育施設の設置者 学校法人長良学園
- 2 指定技能教育施設の名称および所在地 向陽台水口専門学校 甲賀市水口町新町一丁目5-31
- 3 指定の解除をする連携科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
-----------	-----------------------

ファッションデザイン

ファッションデザイン

4 連携科目の廃止をする年月日 令和7年4月1日

## 公安委員会規則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

滋賀県公安委員会規則第19号

**滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「とりつけ」を「取り付け」に、「すべり止め」を「滑り止め」に改め、同条第2号中「下駄」を「げた」に改め、同条第3号中「かさをさし」を「傘を差し」に、「かつぎ」を「担ぎ」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

**付 則**

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

